

盛岡広域振興局長告示第123号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年10月7日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

児童デイサービス

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0310100995	児童デイサービスシャング ェ手代森	児童デイサービスはびてい	盛岡市手代森14地割2番地86	平成23年10月1日